

指定予定者の選定結果について

担当課：健康福祉部障害福祉課

施設名
伊丹市立障害者福祉センター
伊丹市昆陽池2丁目10番地

上記施設では、現指定管理者の指定期間が令和6年3月31日に満了することに伴い、次期指定管理者となる団体（指定予定者）の選定を行いました。

選定結果の概要は、以下のとおりです。

選定団体（指定予定者）	
名称	社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会
代表者	行澤 睦雄
所在地	伊丹市広畑3丁目1番地
指定期間（予定）	
令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで（5年間）	
選定方法（公募・非公募の別）	
非公募	
選定理由	
<p>障がいのある市民の自立と社会参加の促進および地域における交流の推進を図る」（伊丹市立障害者福祉センター条例第1条）ため、次に掲げる指定管理事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none">障がい者に必要な総合的な相談支援障がい者への福祉情報の提供障がい者の社会参加の促進を図るための交流・啓発の推進障がい者のスポーツ、レクリエーションおよび文化教養の向上福祉人材の育成（各種講座・研修等の実施）市民へのプール・貸室、物品貸出等による活動支援ボランティア活動の推進障がい者の地域生活への支援障がい者一人ひとりの個性に配慮した就労支援 <p>これらの事業は、同法人が第7次地域福祉推進計画（発展計画）に掲げる「誰もが自分らしく安心して暮らしていけるまちづくり」と連携するかたちで実施され、第6次伊丹市総合計画の基本方針「障害の有無にかかわらず、自ら選択する生き方や暮らしができるまち」と一体的に進めることで、施設の設置目的や市の実施施策をより効果的かつ効率的に達成することができる。加えて、この法人が地域社会における社会福祉の問題の改善向上を図ることを目的とし、組織的活動を行う自主的な民間の中核的福祉団体で、民間組織としての「自主性」と、伊丹市行政と協働する「公共性」の2つの側面をあわせ持ち、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできるまちづくりの実現を目指した事業を、設立以来継続して展開している法人であることから、当該施設をもっとも適切に運営できると考えられる。</p> <p>以上のことから、「伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」第7条第1項第2号により、当該団体を指定予定者とする。</p>	

指定予定者として選定された団体につきましては、市議会での議決を経て、正式に指定管理者として指定します。